

地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面

公 告

このたび西興部村の一部を受益地域とする土地改良（西興部地区（農業用道路））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年11月14日

申請人 紋別郡西興部村字奥興部358番地1 合 田 直 道

申請人 紋別郡西興部村字札滑40番地 宮 原 邦 幸

申請人 紋別郡西興部村字札滑15番地2 仙 田 宜 裕

1 縦覧について

（1）関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

（2）縦覧期間

令和7年11月14日から令和7年12月4日まで

（3）縦覧場所

西興部村役場産業建設課農業振興係及び西興部村のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

ア 郵便 〒098-1501

北海道紋別郡西興部村字西興部100番地 西興部村役場

産業建設課内 西興部地区土地改良事業申請人代表 合 田 直 道

イ ファクシミリ

0158-87-2777

ウ 電子メール

ni.nouseitikusan@vill.nishiokoppe.lg.jp

(2) 意見書の提出期限

令和7年12月4日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。